

僧何某を紫衣に被仰付候處、江戸にて御奪被成候、如此の有さまにて、何とて御位を御留可被遊候哉と仰られ候、周防守殿にも大に驚き被申、此旨江戸表へ被申上候處、台徳公○徳川秀忠大御氣色損じ、舊例の如く隱岐國へも御うつし可被成哉と被仰候處、大猷院様○徳川家光大に御諫めなされ、是は仙洞様○後水尾の御道理至極にて候間、再三御詫なされ候へどの御事にて相すみ、夫故事あはたゞ敷明正院様御立被遊候、此ニ付中院殿を何となく關東へ召寄せられ、四五年江戸に御入なされ候、中院殿のあやまちの様に玄なしたる也、又大猷院様の御懷紙を御望なされ候時、如此叡慮に候や、葦原よまげらばまげれの御歌をあそばし被遣候、相公もとかくのこと不被仰由也、  
〔細川家記忠興〕京に而禁中向之儀承候、主上之御事は不及申、公家衆も事之外、物されたる體と申、主上御不足之一ツニハ、公家中官位御まゝに不成との事、又は御料所加増にて被遣、金銀も折々被遣候へ共、是も毛頭御まゝに不成候、右之分に候へば、何を以公家衆へ感不感可成御立様も無之候、其上八木金銀御遣なきによりたまり申候を、利分を付奉行共より人に借付申候、如此之故、人之口にて候へば、王之米何程借り候、金銀いかほど借り候と口ずさみ申候、神代より禁中に無之例に候を、今主上○後水尾の御代に當り、か様の事無御存知事故、後代のそしり御請被成候事、何より口惜思召候由、又は大徳寺妙眞寺長老なり、不届と武家より被仰、或衣をはがれ被成御流候へば、口宣一度に七八十枚もやぶれ申候、主上此上之御耻可有之哉との儀、又かくし題には、御局衆のはらに、宮様達いか程も出來申候をおしころし、又は流し申候事、事の外むごく御無念に被思召由候、いくたり出來申候共、武家の御孫より外は御位には付被申間敷に、餘りあられなき儀とふかく被思召由候、此外未數御入候へ共忌申候、此前いつの時分やらん、  
おもふ事なきだにやすくそむく世にあはれすてゝもをしからぬ身をと被遊候由、此はてのをとまりは、殘るてにをはと申物かと存候、よせいかぎりなき御製と世上に申由に候、案の如く